

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	福岡美容専門学校北九州校
設置者名	福岡県美容生活衛生同業組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
衛生専門課程	美容科	夜・通信	7	7	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	福岡美容専門学校北九州校
設置者名	福岡県美容生活衛生同業組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校管理委員会
役割	理事長の諮問に応じ、又は自ら学校の管理運営について研究、検討を行い理事長に意見具申を行う。 「福岡美容専門学校運営規程」に定める事項（生徒の教育及び指導に関する事項、生徒募集に関する事項、施設及び備品の営繕、整備等に関する事項等）について審議議決する。 審議結果は担当部署の主導により実行し、委員会の意見は責任者を通じて学校運営の改善や教育課程の編成に反映させる。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
福岡県美容生活衛生同業組合 副理事長	令和6年7月9日～令和9年7月26日	美容室オーナー
福岡県美容生活衛生同業組合 常任理事	令和6年7月9日～令和9年7月26日	美容室オーナー
福岡県美容生活衛生同業組合 理事	令和6年7月9日～令和9年7月26日	美容室オーナー
福岡県美容生活衛生同業組合 理事	令和8年4月27日～令和9年7月26日	美容室オーナー
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	福岡美容専門学校北九州校
設置者名	福岡県美容生活衛生同業組合

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>授業担当者による会議にて、内容の検討や見直しを行い、それらを基に授業責任者がシラバスを作成する。</p> <p>3月上旬～中旬にかけて作成、3月下旬に本校ホームページ上に掲載する。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<p>必修課目（実技・筆記）については、年2回実施する定期試験の結果が60点以上であり、かつ出席時数が80%を超えている場合に単位を与える。試験の結果が及第点に達していない場合は、追試験を実施、また、出席時数不足の場合は、補習を受けそれぞれの基準を満たした場合に単位を与える。選択課目については、担当教員が出席状況・授業態度・提出課題等を総合的に判断し、A～Dの4段階で評価する。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>① 必修課目 100点満点の試験で採点する。</p> <p>② 選択課目 出席状況・授業態度・提出課題等を総合的に判断し、A～Dで評価する。</p> <p>学生ごとに、①の課目については点数をそのまま、②の課目についてはA：80点、B：70点、C：60点、D：50点と換算し、通年で受講した全ての①と②の課目の点数の相加平均（客観的な指標）をとり、学年全体での平均点の分布を算定している。（成績の分布状況の把握） なお、この平均点数の分布に基づいて下位4分の1の集団を決定している。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学科成績、実習成績、授業態度、操行及び出席状況等を総合考査し、以下の条件を満たした者に修了の認定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則で定める必要な単位数を履修していること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教科課目の区分ごとに、その教科課目の80%以上を出席していること。 (2) 出席数が上記の(1)に満たない場合は補講を受け、認定を得る。 ・定期考査による単位修得については、校長が別に定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定期考査において評点が60点以上であること。 (2) 評点が上記(1)に満たない場合は追試験を受け、及第点に達した場合は認定を得る。 ・授業料等の校納金に未払い遅延がないこと。 <p>卒業判定会議にて、上記事項を確認し、条件を満たした者について卒業を認定する。校長・教頭・教務部長がこれに出席する。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	福岡美容専門学校北九州校
設置者名	福岡県美容生活衛生同業組合

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html
財産目録	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html
事業報告書	https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	67	17		55		72
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
320人		303人	0人	15人	9人	24人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業担当者による会議にて、内容の検討や見直しを行い、それらを基に授業責任者がシラバスを作成する。3月上旬～中旬にかけて作成、3月下旬に本校ホームページ上に掲載する。
成績評価の基準・方法
（概要） 必修課目 100点満点の試験で採点する 選択課目 出席状況・授業態度・提出課題等を総合的に判断し、A～Dで評価する。
卒業・進級の認定基準
（概要） 学科成績、実習成績、授業態度、操行及び出席状況等を総合考査し、学則で定める必要な単位数を履修した者に修了の認定を行う。
学修支援等
（概要） 各クラスに担任と副担任を配置、一人ひとりの習熟度を把握し、適切な指導を行う。就職指導には、さらに専門の職員も加わり、希望に沿った就職をサポートする。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
151人 (100%)	0人 (0%)	148人 (98.0%)	3人 (2%)
(主な就職、業界等) 美容室（ブライダル含む）、アイラッシュサロン、エステティックサロン、 化粧品メーカー、ネイルサロン 他			
(就職指導内容) 就職ガイダンスの開催、就活指導のプロによる講習、業界の第一線で活躍する美容師によるセミナー、担任・副担任・就職課による個別面談と指導、オンラインに対応したスタジオ、機材の購入・活用、模擬面接の実施、離職調査、求人情報発信			
(主な学修成果（資格・検定等）) 美容師国家資格、SBS 接遇マナー検定、SBS メイク検定、JBMA メイク検定、JHCA ヘアカラリスト検定 他			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
310人	15人	4.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更（通信へ転学）、修学意欲の低下等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別対応（面談に時間をかける）、別室での授業、スクールカウンセラーの配置等		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	200,000 円	660,000 円	691,000 円	施設金、教材費等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
フクビ特待生制度 (授業料により A ランク 60 万円～D ランク 10 万円を免除 ※2 年間) 給付型奨学生の採用候補者には、入学後、採用区分が確定するまで前期授業料の徴収の猶予を実施。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 評価委員会は、美容室オーナー5 名 (うち 1 名は本校卒業生) で構成される。文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、教育活動・学生指導・国家試験合格率・就職・学生募集・財務状況等について自己評価を行った結果について評価する。 毎年 6 月頃に評価委員会を開催し、改善事項がある場合は、学校長の指揮の下、学校自己評価委員長を責任者として、内容に応じて即時～年度内に実施する。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
福岡県美容生活衛生同業組合 副理事長	令和 6 年 7 月 9 日～令和 9 年 7 月 26 日	美容室オーナー
福岡県美容生活衛生同業組合 常任理事	令和 6 年 7 月 9 日～令和 9 年 7 月 26 日	美容室オーナー
福岡県美容生活衛生同業組合 理事	令和 6 年 7 月 9 日～令和 9 年 7 月 26 日	美容室オーナー
福岡県美容生活衛生同業組合 理事	令和 8 年 4 月 27 日～令和 9 年 7 月 26 日	美容室オーナー
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fukubi.ac.jp/information/disclosure.html		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.fukubi.ac.jp/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H140310000203
学校名 (〇〇大学 等)	福岡美容専門学校北九州校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	福岡県美容生活衛生同業組合

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		130人（76）人	121人（69）人	132人（77）人
内 訳	第Ⅰ区分	55人	44人	
	（うち多子世帯）	（ 20人）	（ 14人）	
	第Ⅱ区分	14人	21人	
	（うち多子世帯）	（ -人）	（ -人）	
	第Ⅲ区分	13人	10人	
	（うち多子世帯）	（ -人）	（ -人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	26人	24人	
	区分外（多子世帯）	22人	22人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				132人（77）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	人	前半期	後半期
		0人	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。